

杉町自治会会則

第1章 総則

第1条 会の名称

この会は、杉町自治会と称する（以下「会」という）。

第2条 会の構成員

- (1) 会の会員となる者は、杉町区域の居住者および事業所を原則とする。ただし、役員会の承認により杉町区域外の者も会員になることができる。
- (2) この会の会員は、同時に東方西部自治会員となる。
- (3) 事業所は、賛助会員とし、議決権を有しない。

第3条 会の事務所

会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的および事業

第4条 目的

会は、地域的な共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を図り、もって、地域生活環境の向上発展を図ることを目的とする。

第5条 事業

- (2) 会員相互の親睦に関する事。
- (3) 市行政情報の活用および行政との協議・協力に関する事。
- (4) 会が所有する資産・施設の管理および運営に関する事。
- (5) その他、会の目的に関する事。

第3章 役員

第6条 役員の種類

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会計 1名（副会長が兼務することができる）
- (4) 監査 2名（副会長が兼務することができる）
- (5) 班長 各班に1名

第7条 役員の選任

- (1) 会長、副会長、会計は総会において、会員の中から選任する。
- (2) 班長は各班の中から班員が選任する。

第8条 役員の任務

- (1) 会長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
- (3) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 班長 班を代表して、会務に協力する。

第9条 役員の任期

- (1) 会長、副会長、会計の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合、その補充は役員会で協議をして会長が決定する。
- (3) 班長の任期は1年とし、再任を妨げない。班長に欠員ある場合の補充および、その任期は当該班の班員が会長に相談して決定する。

第4章 会員

第10条 会員の権利・義務

会員は、平等に次の権利と義務を有する。

- (1) 会の役員を選び、かつ選ばれることができる。
- (2) 会の事業・行事に参加し、本会運営への協力に努めること。
- (3) その他、会則の定めに従うこと。

第11条 入会・脱会

会への入会、脱退は妨げないものとし、会長に届け出る。

第5章 会議

第12条 総会

- 1、総会は、会の最高決議機関であり、次の事項を決議する。
 - (1) 会則に関する事。
 - (2) 役員を選任と解任に関する事。
 - (3) 年度決算および年度予算に関する事。
 - (4) その他、会の運営に関する重要な事項。
- 2、定時総会は、毎年度4月に開催する。
- 3、臨時総会は、必要により役員会で決定したとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき、会長が招集して開催する。
- 4、総会の開催は、会員の2分の1以上の出席を要する。ただし、出席できない会員は委任状をもって出席にかえることができる。
- 5、総会における議事は、出席会員の過半数により決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 6、総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第13条 役員会

役員会は会長が招集し、次のものを置く。

- (1) 正・副会長会議
この会議には、会長が要請した者も出席することができる。
- (2) 班長会議
この会議には、正・副会長が出席する他、会長が要請した者も出席することができる。

第6章 会計

第14条 会計年度

- 1、会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2、年度決算および年度予算は定時総会の承認を要する。

第15条 年会費

- (1) 会員は1会員あたり年額1,200円を一括納入する。
- (2) 年度中途入会者は、月額100円にその年度の残存月数を乗じた金額を入会時に一括納入する。ただし、入会の月を月数に含める。
- (3) 特別の事情のある会員については、班長会議の決定により年会費を減免することができる。
- (4) 脱会者への払い戻しはしない。

第7章 附則

第16条 会則の改廃

会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上により決する。

第17条 細則の制定・改廃

この会則施行のため必要な細則は、班長会議の承認を得て、会長が定め、または改廃することができる。

第18条 会則の施行

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

一部改定 平成20年4月19日(第6条)

一部改訂 平成25年4月6日(第9条多選制限を緩和し、一方、第12条1(2)で(多選による弊害を防止するため選任に加え解任を付加した)

一部改訂 平成29年4月9日(第16条の入会金を削除し、17・18・19条を繰り上げ、16・17・18条とした。)

以上

細則

杉町自治会館使用規則 平成17年3月10日制定